

松崎中学校PTA慶弔規定

会員の慶弔に関する贈与は、この規定の定めるところによる。

1. 会員並びに会員の生徒の死去の場合、香料 5,000 円と供花又はしきみをおくる。
2. 会員の生徒・会員の教職員が1ヶ月以上入院した場合、5,000 円又はこれに相当する品をおくる。
3. ここに規定していない特殊な事態が生じた時は、役員会において協議して決める。
4. この規約の改廃は、企画委員会の決議による。

この規約は、平成 30 年 4 月 21 日 一部改正、同日より施行